

令和7年労働災害動向調査

Q & A 集

総合工事業調査

## 目次

<b>Q A 1. 労働災害動向調査について</b> .....	3
(1) 労働災害動向調査とは、どのような調査でしょうか。 .....	3
(2) この調査の調査対象を教えてください。 .....	3
(3) この調査は、どのように利用されているのでしょうか。 .....	3
(4) 調査対象はどのように選ばれるのでしょうか。 .....	4
(5) 総合工事業調査の母集団は何でしょうか。 .....	4
(6) この調査票は、どれくらいの工事現場に送られているのでしょうか。 .....	4
(7) この調査の対象期間は、いつからいつまででしょうか。 .....	4
(8) この調査の結果は、いつ頃、どのように公表されるのでしょうか。 .....	5
(9) この調査は、基幹統計か一般統計のどちらでしょうか。 .....	5
<b>Q A 2. 労働災害動向調査の回答について</b> .....	6
(1) この調査の回答期間は1月1日から20日までですが、12月中に提出してもよいですか。 ..	6
(2) この調査は、回答の義務があるのでしょうか。 .....	6
(3) この調査を回答しない場合、何らかの罰則があるのでしょうか。 .....	6
(4) この調査に回答しても、プライバシーは守られるのでしょうか。 .....	6
(5) この調査に回答することで、労働基準監督署から指導が入ることはありますか。 .....	7
(6) 封筒に複数の種類の書類が入っていますが、調査票1枚のみ返信すればよいですか。 .....	7
(7) 「主な工事の内容」はどのように回答すればよいですか。日本標準産業分類に従う必要はありますか。 .....	7
<b>Q A 3. 労働災害動向調査の内容について</b> .....	8
<b>① 工事の請負金額について</b> .....	8
(1) 「工事の請負金額」は、消費税を含みますか。 .....	8
<b>② 調査期間中に施工した工事日数について</b> .....	8
(1) (調査対象年の) 1月15日に受注した工事ですが、今まで着工の準備をしており、実際に現場で着工したのは2月15日からです。この場合、工事開始日はいつになりますか。 .....	8
(2) 休工日・休日は、工事日数に含みますか。 .....	8
(3) 元請が計画のために現場に入場した日は、工事日数に含みますか。 .....	8
(4) (調査対象年の前年) 12月から工事していますが、工事開始日は(調査対象年の) 1月1日と記入するのでしょうか。 .....	9
(5) (調査対象年の翌年) 1月以降も引き続き工事しますが、工事終了日は(調査対象年の) 12月31日と記入するのでしょうか。 .....	9
<b>③ 調査期間中の全労働者について</b> .....	9
(1) 「全労働者」とは、何を指すのでしょうか。 .....	9

<b>④ 調査期間中の延べ実労働日数について</b> .....	9
(1) 「延べ実労働日数」とは、何を指すのでしょうか。 .....	9
<b>⑤ 調査期間中の延べ実労働時間数について</b> .....	10
(1) 「延べ実労働時間数」とは、何を指すのでしょうか。 .....	10
(2) 早出・残業などの時間外労働や休日労働は、延べ実労働時間数に含めますか。 .....	10
(3) 休憩時間や年次有給休暇を取得した日は、延べ実労働時間数に含めますか。 .....	10
(4) 全労働者の延べ実労働時間数を足し上げると、1時間未満の端数が生じました。どのように処理すればよいのでしょうか。 .....	10
<b>⑥ 労働災害動向調査における「労働災害」について</b> .....	11
(1) この調査の「労働災害」とは、どういう災害を指しますか。 .....	11
(2) この調査の「労働災害」に、新型コロナウイルスなどの感染症は含まれますか。 .....	11
(3) この調査の「労働災害」に、通勤災害は含まれますか。 .....	11
<b>⑦ 労働災害動向調査における「延べ休業日数」について</b> .....	11
(1) 工事現場が休工日・休日である場合や、被災者が年次有給休暇を取得する日は、延べ休業日数に含めるのでしょうか。 .....	11
(2) 労働災害が木曜日に発生し、その労働者は月曜日まで休業しました。土日は休工日・休日である場合、延べ休業日数はどのように記入すればよいのでしょうか。 .....	12
(3) 労働者が、被災日の翌日から「3日と半日」休業した場合、休業日数は何日とカウントすればよいのでしょうか。 .....	12
(4) 労働者が労働災害により休業していますが、休業日数が確定していません。どのように記入すればよいのでしょうか。 .....	12
(5) 調査対象の前年(=令和6年)に発生した労働災害が原因で、調査対象年(=令和7年)も引き続き休業しています。この場合は、どのように記入すればよいのでしょうか。 .....	12
(6) 調査対象年(=令和7年)に発生した労働災害が原因で、調査対象の翌年(=令和8年)まで休業が続く見込みです。この場合、どのように記入すればよいのでしょうか。 .....	13
<b>Q A 4. 労働災害動向調査の主な用語について</b> .....	14
(1) 労働災害動向調査における「労働災害」とは、何でしょうか。 .....	14
(2) 「度数率」とは、何でしょうか。 .....	14
(3) 「強度率」とは、何でしょうか。 .....	14
(4) 「不休災害」とは、何でしょうか。 .....	15
(5) 「不休災害度数率」とは、何でしょうか。 .....	15
(6) 「全度数率」とは、何でしょうか。 .....	15
(7) 「労働損失日数」とは、何でしょうか。 .....	16
(8) 「永久全労働不能」とは、何でしょうか。 .....	16
(9) 「永久一部労働不能」とは、何でしょうか。 .....	17
(10) 「一時労働不能」とは、何でしょうか。 .....	17

## Q A 1. 労働災害動向調査について

(1) 労働災害動向調査とは、どのような調査でしょうか。

### 回答

産業別、事業所規模別の労働災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」や、災害の重さの程度を示す「強度率」などを推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的としています。

ご関心がありましたら、厚生労働省ホームページに掲載しております「労働災害動向調査」をご覧ください。インターネットで「厚生労働省 労働災害動向調査」と検索していただくと、該当のホームページを確認いただけます。

(2) この調査の調査対象を教えてください。

### 回答

工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業に属し、労働者災害補償保険（＝労災保険）の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場のうち、労災保険の保険関係成立年月日が令和3年4月1日から令和7年7月31日までの範囲であり、かつ、終了年月日が令和7年6月1日以降であり、かつ、成立年月日から終了年月日までの日数が155日以上の工事現場を調査対象としています。

(3) この調査は、どのように利用されているのでしょうか。

### 回答

安全衛生に関する表彰の基準や、企業・法人様でのCSR活動における指標として利用されています。

(4) 調査対象はどのように選ばれるのでしょうか。

回答

労働災害動向調査の対象となった工事現場は、母集団（「労働保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算保険料申告書」に基づき作成された台帳に登録されている有期事業の工事現場）から、統計理論に基づいて無作為に選定させていただいています。

(5) 総合工事業調査の母集団は何でしょうか。

回答

総合工事業調査は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算保険料申告書」に基づき作成された台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団としています。

(6) この調査票は、どれくらいの工事現場に送られているのでしょうか。

回答

約 5,600 工事現場にお送りしています。

(7) この調査の対象期間は、いつからいつまででしょうか。

回答

今回の令和7年調査は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間を調査の対象としています。

(8) この調査の結果は、いつ頃、どのように公表されるのでしょうか。

回答

今回の令和7年調査は、令和8年6月頃に調査結果の概況を厚生労働省ホームページ及びe-Stat（イースタット／政府統計の総合窓口）にて公表する予定です。

また、全体版は、令和8年11月頃にe-Statにて公表する予定です。

(9) この調査は、基幹統計か一般統計のどちらでしょうか。

回答

労働災害動向調査は、一般統計です。

## Q A 2. 労働災害動向調査の回答について

(1) この調査の回答期間は1月1日から20日までですが、12月中に提出してもよいですか。

### 回答

1月から12月までの1年間の労働災害発生状況を調査するものです。年内に提出される場合は、1年間の労働災害発生状況が確定する年内の最終営業日にご提出をいただきますようお願いします。

(2) この調査は、回答の義務があるのでしょうか。

### 回答

労働災害動向調査は、回答の義務が課されている基幹統計調査ではなく、一般統計調査に該当しますので、義務ではありません。

(3) この調査を回答しない場合、何らかの罰則があるのでしょうか。

### 回答

罰則はありませんが、労働安全衛生行政の基礎資料となる重要な調査であり、調査をお願いしている工事現場にも限りがあります。是非、調査へのご協力ををお願いいたします。

(4) この調査に回答しても、プライバシーは守られるのでしょうか。

### 回答

労働災害動向調査は、「統計法」という法律に基づいて実施しています。調査上知り得た情報は、他に漏らしてはいけないという守秘義務が課されています。

また、統計法により、統計を作成するという目的以外で調査票の情報を使用することは、固く禁じられています。

(5) この調査に回答することで、労働基準監督署から指導が入ることはありますか。

#### 回答

ご回答いただいた調査票（調査票情報）は統計法に基づいて扱われます。また、調査に従事する者（民間事業者を含む。）には、守秘義務が課されています。

さらに、統計調査以外の目的で調査票情報を利用又は提供することは固く禁じられており、労働基準監督署などから調査票の記載内容について連絡等が入ることはできません。

(6) 封筒に複数の種類の書類が入っていますが、調査票1枚のみ返信すればよいですか。

#### 回答

ご承知のとおり、調査票1枚のみご返信願います。同封の返信用封筒に封入いただき、投函をお願いします。

なお、残りの書類の返送は不要です。お手数をおかけしますが、御社で廃棄いただきますようお願いします。

(7) 「主な工事の内容」はどのように回答すればよいですか。日本標準産業分類に従う必要はありますか。

#### 回答

この設問は、厚生労働省から照会の際に使用させていただくものです。必ずしも日本標準産業分類に従う必要はありません。

例えば、<sup>アールシーぞう</sup>R C 造（<sup>ぞう</sup>鉄筋コンクリート造）、5階建て集合住宅新築工事といった、一般的に分かる内容で回答いただければ差し支えありません。

### Q A 3. 労働災害動向調査の内容について

#### ① 工事の請負金額について

(1) 「工事の請負金額」は、消費税を含みますか。

回答

労働保険申請時の概算工事請負金額に該当するので、消費税は含みません。

#### ② 調査期間中に施工した工事日数について

(1) (調査対象年の) 1月15日に受注した工事ですが、今まで着工の準備をしており、実際に現場で着工したのは2月15日からです。この場合、工事開始日はいつになりますか。

回答

調査期間中に実際に工事を行った日（この場合は「2月15日」）を記入してください。

＜補足＞

着工の準備、工事の中止等で、実際に工事を行わず、書類作成など事務処理のみを行っていた期間は、工事日数には含みません。

(2) 休工日・休日は、工事日数に含みますか。

回答

実際に工事を行った日数を回答いただくので、休工日や休日といった、工事を行わなかった日は含みません。

(3) 元請が計画のために現場に入場した日は、工事日数に含みますか。

回答

実際に工事を行った日数を回答いただくので、工事を行わなかった日は工事日数には含みません。

(4) (調査対象年の前年の) 12月から工事していますが、工事開始日は(調査対象年の) 1月1日と記入するのでしょうか。

**回答**

調査期間の最初の日付を記入いただきますので、この場合は「1月1日」と記入してください。

(5) (調査対象年の翌年の) 1月以降も引き続き工事しますが、工事終了日は(調査対象年の) 12月31日と記入するのでしょうか。

**回答**

調査期間の最後の日付を記入いただきますので、この場合は「12月31日」と記入してください。

**③ 調査期間中の全労働者について**

(1) 「全労働者」とは、何を指すのでしょうか。

**回答**

調査対象の工事現場で働く、直用、下請、臨時、日雇労働者等、名称及び雇用形態の如何を問わず、貴工事現場で働く、協力会社等を含めたすべての労働者をいいます。

調査対象年中に1日でも働いた方の人数は、カウントの対象となります。

**④ 調査期間中の延べ実労働日数について**

(1) 「延べ実労働日数」とは、何を指すのでしょうか。

**回答**

調査対象年中、調査対象の工事に従事した、協力会社等を含めた全ての労働者について、年間の労働日数を合計したものをおきます。

調査対象年中に1日でも働いた方の人数は、カウントの対象となります。

## ⑤ 調査期間中の延べ実労働時間数について

(1) 「延べ実労働時間数」とは、何を指すのでしょうか。

### 回答

調査対象年中、調査対象の工事に従事した、協力会社等を含めた全ての労働者について、年間の労働時間数を合計したものをいいます。

調査対象年中に1日でも働いた方の人数は、カウントの対象となります。

(2) 早出・残業などの時間外労働や休日労働は、延べ実労働時間数に含めますか。

### 回答

時間外労働時間や休日労働時間は、延べ実労働時間数に含めてください。

(3) 休憩時間や年次有給休暇を取得した日は、延べ実労働時間数に含めますか。

### 回答

実際に労働をしていない場合、休憩時間、年次有給休暇を取得した日は、延べ実労働時間数には含みません。

ただし、監視または断続的業務に従事する労働者の「待ち時間」は、延べ実労働時間数に含めてください。

(4) 全労働者の延べ実労働時間数を足し上げると、1時間未満の端数が生じました。どのように処理すればよいでしょうか。

### 回答

延べ実労働時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、切り捨て処理をしてください。

## ⑥ 労働災害動向調査における「労働災害」について

(1) この調査の「労働災害」とは、どういう災害を指しますか。

### 回答

労働災害動向調査における「労働災害」は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた負傷、疾病、および死亡をいいます。

ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染病（新型コロナウイルス感染症を含みます）は除きます。

(2) この調査の「労働災害」に、新型コロナウイルスなどの感染症は含まれますか。

### 回答

労働災害動向調査における「労働災害」には、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症は、調査対象に含みません。

(3) この調査の「労働災害」に、通勤災害は含まれますか。

### 回答

労働災害動向調査における「労働災害」には、通勤途上の負傷、疾病および死亡といった、いわゆる通勤災害は、調査対象に含みません。

## ⑦ 労働災害動向調査における「延べ休業日数」について

(1) 工事現場が休工日・休日である場合や、被災者が年次有給休暇を取得する日は、延べ休業日数に含めるのでしょうか。

### 回答

休業日数は、労働災害による負傷や疾病などで働くことができない期間です。

工事現場が休工日・休日である場合、年次有給休暇を取得する日であっても、被災したことによって働くことができない期間であれば、延べ休業日数に含みます。

(2) 労働災害が木曜日に発生し、その労働者は月曜日まで休業しました。土日は休工日・休日である場合、延べ休業日数はどのように記入すればよいのでしょうか。

回答

休業日数は、被災当日を除いて、休工日・休日を含めた歴日数でカウントします。

今回のケースでは、被災当日である木曜日は除き、休業日数は金曜日から月曜日の4日間となりますので、「4日」と記入してください。

(3) 労働者が、被災日の翌日から「3日と半日」休業した場合、休業日数は何日とカウントすればよいのでしょうか。

回答

休業日数は、被災当日（＝休業事由が発生した日）の翌日からカウントします。1日未満は切り捨てとなります。この場合は、「3日」とカウントしてください。

(4) 労働者が労働災害により休業していますが、休業日数が確定していません。どのように記入すればよいのでしょうか。

回答

調査対象年（＝令和7年）の最終日から2週間経過後の令和8年1月14日時点において、医師の所見等により「休業見込み日数」が示されている場合は、その見込み日数を記入してください。

(5) 調査対象の前年（＝令和6年）に発生した労働災害が原因で、調査対象年（＝令和7年）も引き続き休業しています。この場合は、どのように記入すればよいのでしょうか。

回答

労働災害動向調査は、調査対象年に発生した労働災害を調査の対象としています。

したがって、調査対象の前年（＝令和6年）に発生した労働災害が原因で、調査対象年（＝令和7年）も引き続き休業している場合は調査対象外となりますので、該当の労働災害についての記入は不要です。

(6) 調査対象年（＝令和7年）に発生した労働災害が原因で、調査対象の翌年（＝令和8年）まで休業が続く見込みです。この場合、どのように記入すればよいのでしょうか。

#### 回答

調査対象年（＝令和7年）に発生した労働災害は調査の対象となります。調査対象の翌年（＝令和8年）の休業見込み日数を含めて、延べ休業日数を記入してください。

## Q A 4. 労働災害動向調査の主な用語について

(1) 労働災害動向調査における「労働災害」とは、何でしょうか。

### 回答

労働災害動向調査における「労働災害」は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた負傷、疾病、および死亡をいいます。

ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染病（新型コロナウイルス感染症を含みます）は除きます。

また、通勤途上の負傷、疾病および死亡といった、いわゆる通勤災害も、労働災害動向調査の調査対象からは除きます。

(2) 「度数率」とは、何でしょうか。

### 回答

100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものといいます。

計算方法は、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を100万倍したものです。

(3) 「強度率」とは、何でしょうか。

### 回答

1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数をもって、災害の重さの程度を表したものといいます。

計算方法は、調査期間中に発生した労働災害による延べ労働損失日数を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を1,000倍したものです。

(4) 「不休災害」とは、何でしょうか。

**回答**

業務遂行中に、業務に起因して受けた負傷または疾病によって被災した後に、医療機関（事業所内の診療所を含みます）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったものをいいます（被災日の翌日以降の休業が1日未満のものも含みます。）。

(5) 「不休災害度数率」とは、何でしょうか。

**回答**

100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数をもって、不休災害発生の頻度を表したものをいいます。

計算方法は、調査期間中に発生した不休災害による死傷者数を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を100万倍したものです。

(6) 「全度数率」とは、何でしょうか。

**回答**

100万延べ実労働時間当たりの不休災害と休業1日以上を合わせた労働災害による死傷者数をもって、不休災害も含めた労働災害発生の頻度を表したものをいいます。

計算方法は、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数（不休災害及び休業1日以上）を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を100万倍したものです。

(7) 「労働損失日数」とは、何でしょうか。

回答

労働災害により労働不能となった日数をいいます。  
次の基準により算出します。

ア 死亡 (7, 500日)

労働災害のため死亡したもののことです。既死の場合のみではなく、負傷または業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。

イ 永久全労働不能 (7, 500日)

労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表(※)の第1級～第3級に該当する障害を残すもののことです。

ウ 永久一部労働不能 (級に応じて50～5, 500日)

労働災害の結果、身体障害等級第4級～第14級に該当する障害を残す者のことと、次のa、bに該当するものをいいます。

a 身体の一部を完全にそう失したもの

b 身体の一部の機能を永久に廃したもの

エ 一時労働不能 (所定休日も含めた歴日数の延べ休業日数に、

300／365 (閏年は300／366) を乗じた日数)

労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失せずに治ゆして、身体障害等級表第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいいます。

(※)…身体障害等級は、「調査票記入要領」のP.4をご参照ください。

(8) 「永久全労働不能」とは、何でしょうか。

回答

労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいいます。

(9) 「永久一部労働不能」とは、何でしょうか。

**回答**

労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すものをいいます。身体の一部を完全にそう失したもの、または、身体の一部の機能が永久に不能となったものをいいます。

(10) 「一時労働不能」とは、何でしょうか。

**回答**

労働災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治ゆするものをいいます。また、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残さないものをいいます。